

下水道料金の改定について

■使用料の改定内容

(1) 料金体系の統一（従量制と人数制を従量制に統一）

異なった料金体系を従量制に統一することにより、人数制では、公共ますの使用者ごとに料金を算定していましたが、水道メーターごとに料金を算定することとなります。

(2) 従量制単価の改定

現行の従量制単価を一律30%の増額とします。

【改定案】

区分	使用汚水量	改定前 (円)	改定後(税抜) (円)	改定率 (%)	改定後(税込) (円)
基本料金	～10 m ³	1,050	1,365	30.0	1,501.5
従量料金	11～20 m ³	105	136	29.5	149.6
	21～50 m ³	135	175	29.6	192.5
	51～100 m ³	155	201	29.6	221.1
	101 m ³ ～	210	273	30.0	300.3

※使用料金については、10円未満切り捨てとなります。

【参考例】

・3人世帯で、水道使用水量が24 m³使用の場合

【人数制料金から新従量制料金】

改定前：基本料金 1,500円＋人数料金 1,500円＝3,000円

3,300円（税込み）

改定後：基本料金 1,365円＋従量料金 2,060円＝3,425円

3,760円（税込み）

差額 460円

【旧従量制から新従量制料金】

改定前：基本料金 1,050円＋従量料金 1,590円＝2,640円

2,900円（税込み）

改定後：基本料金 1,365円＋従量料金 2,060円＝3,425円

3,760円（税込み）

差額 860円

・ 1人世帯で、水道使用水量が8 m³使用の場合

【人数制料金から新従量制料金】

改定前：基本料金 1,500 円＋人数料金 500 円＝2,000 円

2, 2 0 0 円 (税込み)

改定後：1,365 円

1, 5 0 0 円 (税込み)

差額 △7 0 0 円

【旧従量制から新従量制料金】

改定前：基本料金 1,050 円

1, 1 5 0 円 (税込み)

改定後：基本料金 1,365 円

1, 5 0 0 円 (税込み)

差額 3 5 0 円

・ 5人世帯で、水道使用水量が40 m³使用の場合

【人数制料金から新従量制料金】

改定前：基本料金 1,500 円＋人数料金 2,500 円＝4,000 円

4, 4 0 0 円 (税込み)

改定後：基本料金 1,365 円＋従量料金 4,860 円＝6,225 円

6, 8 4 0 円 (税込み)

差額 2, 4 4 0 円

【旧従量制から新従量制料金】

改定前：基本料金 1,050 円＋従量料金 3,750 円＝4,800 円

5, 2 8 0 円 (税込み)

改定後：基本料金 1,365 円＋従量料金 4,860 円＝6,225 円

6, 8 4 0 円 (税込み)

差額 1, 5 6 0 円

(3) 井戸水等を使用する場合の認定汚水量の改定。

井戸水等を使用の場合は、世帯の人員により使用汚水量を認定します。

人員 1 人あたりの認定汚水量を逡減していく算定方法から、1 人につき 8 m^3 と改定します。

◎井戸水のみを使用する場合

改定前		改定後	
人員	汚水量	人員	汚水量
1 人目	8 m^3	1 人につき	8 m^3
2 人目	7 m^3		
3 人目	6.5 m^3		
4 人目以降	6 m^3		

◎水道と井戸水を使用する場合

改定前										
人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
洗濯	2.5	4.5	6.5	8	9.5	11	12.5	14	15.5	17
トイレ	1.5	3	4.5	6	7.5	9	10.5	12	13.5	15
台所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
風呂	2.5	4	5.5	7	8.5	10	11.5	13	14.5	16
洗面手洗	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5
その他	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

改定後										
人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
洗濯	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20	22.5	25
トイレ	1.5	3	4.5	6	7.5	9	10.5	12	13.5	15
台所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
風呂	2.5	4.5	6.5	8.5	10.5	12.5	14.5	16.5	18.5	20.5
洗面手洗	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5
その他	0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5

【参考例】

・ 3 人世帯で洗濯・風呂を井戸水、その他を水道使用 (10 m^3) の場合

改定前：認定汚水量 6.5 m^3 (洗濯) + 5.5 m^3 (風呂) = 12 m^3

12 m^3 (認定汚水量) + 10 m^3 (水道) = 22 m^3

使用料金 2,600 円 (税込み)

改定後：認定汚水量 7.5 m^3 (洗濯) + 6.5 m^3 (風呂) = 14 m^3

14 m^3 (認定汚水量) + 10 m^3 (水道) = 24 m^3

使用料金 3,760 円 (税込み)

差額 1,160 円